

平成9・10年度
高崎市公民館運営審議会答申

平成11年5月17日
高崎市公民館運営審議会

社会教育法第29条2項の規定に基づき諮問された「21世紀を展望した31公民館の組織機構のあり方」につき、以下の通り答申します

主文（答申の骨子）

西暦2001年(平成13年)の春までには悲願の中央小校区、東小校区の地区公民館が開館し、中央館1館・地区館32館の計33館からなる「1小学校区1公民館体制」が完成する。

「小学生が通える範囲にある公民館なら全ての市民が通うことができる」という理念のもとに整備が進められてきた「1小学校区1公民館体制」は、「住民参加と市町村の自主的な取組を基礎におく生涯学習社会」として展望されている21世紀の社会像を実現する上で、まことにふさわしい体制と言える。

現に、今回の諮問の底流には、「生涯学習プラザ構想」と公民館との関係に配慮することや、地方分権推進委員会勧告に基づく公民館基準の大綱化・弾力化、公民館運営審議会必置規制の廃止等への懸念があるが、平成10年9月の生涯学習審議会答申に明記されたように、「生涯学習社会構築の中核は公民館 - 社会教育行政」であり、国の規制等の廃止ないし緩和は、「地域の状況に応じた市町村の自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業の展開」を行うためであり、本市の「1小学校区1公民館体制」は、市町村の自主的取組と住民参加を促す確固たる基盤をなしている。

しかし、第6ブロック公民館が平成9年度に実施した「生涯学習アンケート調査」が描く市民の望む公民館像と現実との間にはギャップのあることも事実である。

アンケートが描き出す公民館像を主体的に捉え直せば、次の6点が重要と見られる。

公民館主事の複数配置とその専門性を重視すること

公民館運営推進委員会の活性化等により、地域連帯と学習活動のネットワーク化を図ること

一人ひとりの生きがいにつながる学習活動を展開すること

本市公民館の特長である「1小学校区1公民館体制」を活かすこと

住民参画型「公民館だより」の作成等により、双方向の情報化を進めること

まちづくり活動の一環として公民館活動を展開すること

また、今回の諮問でも課題とされている「生涯学習プラザ構想」と公民館との関係に配慮した場合、次のような視点が不可欠と見られる。

生涯学習プラザ構想は、「1小学校区1公民館体制」を基礎として構想されるべきこと
中央公民館は、新たな学習課題・地域課題に関する地区館への情報・サービス機能を強化するとともに、生涯学習推進員や町内公民館長等への研修を行うこと

中央公民館と地区館、社会教育類似施設である町内公民館との連携を深めること
社会教育主事有資格者の配置を確立すること

土・日講座の開設や、学校・市の公的施設の活用・連携をさらに進めること

インターネットを導入し、各館のホームページ等を作成、活用すること

住民参画型の公民館運営を進めること

「33館6ブロック体制」にふさわしいブロック単位の中規模館を検討すること

したがって、33館から構成される「1小学校区1公民館体制」と従前活動の蓄積に
自負と自覚を持ち、生涯学習社会構築の中核は公民館であるとの使命感のもと、
公民館運営推進委員会の強化・活性化を導水路とした住民参画型運営の推進
公民館長並びに公民館職員の専門性とコーディネーター（調整）能力の向上
市長部局や学校・町内公民館などの各種機関・施設との連携・協働の拡充
を柱に、「生涯学習とまちづくりの拠点としての地区公民館」という役割にますます
の磨きをかけ、「多様化・高度化する地域住民の学習ニーズへの対応」「学習情報提供
や学習相談事業の充実」「社会教育行政を通じた地域社会の活性化」「非常に分かり
やすい学社融合のスタイル」等を一步一步具現化されることを期待する。

そのためには、以下のような主体的な努力が必要と見られる。

各地区館に設置されている公民館運営推進委員会の活性化

具体的な方法として、次の3点が特に重要と見られる。

- 1) 公民館活動、生涯学習推進等に関する情報交換・研修の充実
- 2) 広報づくりや地域おこし等、公民館と地域の状況に応じた専門部会活動の導入
- 3) 主要な委員である生涯学習推進員や各層の地域関係者とのいっそうの連携

33館体制と町内公民館199館を支える中央公民館の新たな役割の発揮

高崎市公民館規則の規定を深めて、次の2項を重視する必要がある。

- 1) 新たな学習課題・地域課題に関する地区館への情報・サービスの提供
- 2) 生涯学習推進員・町内公民館長に対する研修の充実

従前の社会教育手法を超えた各種行政課題への取組と学習成果の地域還元

住民の学習ニーズや地域課題は、従前の社会教育手法だけでは答えられないもの
となっており、市長部局や民間諸力との連携・協働を図ること。

また、社会教育を通じて地域の活性化、地域の教育力を高めるため、進んで学
習成果の地域還元、具体的な地域活動への展開を図ること。

上記を実現するため、最低限の環境整備として以下の項目を早急を実現できるよう、教育委員会はもとより、市長部局に対しても働きかけていく必要がある。

インターネットと接続されたパソコンの全館配備を行うこと

この点については、平成11年2月に市長に提出された「高崎市高度情報化懇談会報告」においても強調されている項目であることを付記しておく。

公民館図書館の機能を充実させること

公民館以外の学習施設の利用をいっそう積極的に図るとともに、現有の公民館学習室の増築を可能な限り進めること

市長部局、学校教育と連携しつつ、公民館職員の専門職制と複数配置を図ること

かねてから度々答申してきたように、専門性とコーディネーター能力に富んだ複数の職員配置がなされなければ、「1小学校区1公民館体制」も活かされない。

ブロック毎の中規模公民館の新設も検討すること

公民館を中核とする生涯学習プラザ構想を具現化するためには、現在の地区館の規模・体制では実現困難な課題がすでに出始めている。ブロック体制を活かした活動により好ましい形を与え、地域住民の学習ニーズや各種行政課題の解決に当るため、ブロック毎の中規模館を具体的に検討することが必要と見られる。

以上の内容を具現化する一歩として、市制100周年テーマ事業の一つである「地域まちづくり事業（地域イベント）」に取り組まれることを強く希望する。

松浦幸雄市長は、高崎市制100周年事業の中でも、各地区公民館と公民館運営推進委員会を受け皿とし、小学校区を単位に進められる「地域まちづくり事業（地域イベント）」に強く期待され、市役所挙げての支援体制を約束されている。

なお、平成11年1月に公刊された『高崎市制100周年事業実施計画』によれば、「地域まちづくり事業（地域イベント）」の実施計画の要点は、以下のとおりである。

小学校区の公民館を拠点とし、公民館運営推進委員会などが中心となって小学校区毎に『地域まちづくり事業実行委員会』を組織して事業を計画実施する。

事業内容は地域の自主性に任せる。

事業例としては、運動会、スポーツ大会、お祭り、地域フェスティバル、地域の歴史・文化の掘り起こし事業、芸能・文化の発表会、生活環境の保全活動、地域福祉のボランティア活動等々。（新規事業、既存事業の別を問わない）

事業の計画及び準備は平成11年度に行い、事業実施期日は平成12年4月から12月までの8ヵ月間を基本とする。

各論（主文の説明）

．はじめに

平成10年9月の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育の在り方について」は、21世紀の社会像を「住民参加と市町村の自主的取組に基礎をおく生涯学習社会」とし、「生涯学習社会構築の中核は社会教育行政」という姿勢を明確にした。そして、「今後の社会教育行政において重要となる視点として、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政、地域社会及び家庭の変化への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応を指摘するとともに、社会教育行政の今後の展開として、地方公共団体の自主的な取組の促進、社会教育行政における住民参加の推進、ネットワーク型行政の推進、学習支援サービスの多様化等を提言した。」

住民に最も近い所で、最も普遍的な課題を背負って活動している「公民館」こそ、これら課題を実現していく拠点と見られる。

一方で、今回の諮問の底流には、「生涯学習プラザ構想」と公民館との関係に配慮することや、地方分権推進委員会勧告に基づく公民館基準の大綱化・弾力化、公民館運営審議会必置規制の廃止等への懸念があるが、生涯学習審議会答申は、「地域にはそこで生活する住民がいて、地域固有の課題や学習資源が存在する。そこで行われる社会教育としての取組は、それぞれの地域の歴史、風土、産業、人口構成などを反映して行われる。今後、地方公共団体が、地域の状況に応じた自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業を展開することができるよう、国の規制等の廃止ないし緩和など、地方分権の一層の推進が求められている」と、「地域の状況に応じた市町村の自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業の展開が行われること」が期待されている。

むしろ問題は、「もともと戦後の社会教育行政制度は、地方分権の考え方に立ち、また、公民館運営審議会の設置をはじめとして住民が社会教育施設の運営に参加する仕組みを持つなど、今日においても先進的な考えを持って整備された」にもかかわらず、多くの市町村で自主的な取組と住民参加が進められてこなかったことにある。

その点、「小学生が通える範囲にある公民館なら全ての市民が通うことができる」という理念のもとに整備が進められてきた本市の「1小学校区1公民館体制」は、市町村の自主的取組と住民参加を促す確固たる基盤をなしている。

西暦2001年（平成13年）の春までには、悲願の中央小校区、東小校区の公民館が開館し、中央館1館・地区館32館の計33館からなる「1小学校区1公民館体制」が完成することは、まことに時宜を得たものである。

・「生涯学習アンケート」が描き出す市民の望む公民館像

第6ブロック公民館が平成9年度に実施した「生涯学習アンケート調査」は、公民館の事業内容にかかわる市民の実態と公民館への期待を大きく浮き彫りにしており、特に生きがいにつながる生涯学習への意欲が明確に示されていて、示唆に富んだものとなっている。しかし、なお、市民の望む公民館像と現実との間には大きなギャップのあることも事実である。これをどう解決するかが当面する大きな課題であり、アンケートが描き出す公民館像を主体的に捉え直せば、次の6点が重要と思われる。

(1) 公民館主事の複数配置とその専門性を重視すること

住民要望に答えきれていない理由の一つとして、1人配置の主事は忙しすぎて、専門性やコーディネーター能力のかん養・発揮が充分できていないことを指摘しておかなければならない。当審議会が常に答申してきた課題であるが、改めて、公民館主事の複数配置と専門性及びコーディネーター能力のかん養・発揮を強調したい。

(2) 公民館運営推進委員会の活性化等により地域連帯と学習活動のネットワーク化を図ること

家族団欒に生きがいを求める市民が最も多いという調査結果は、最も一般的な市民の姿を映しだしていると言える。しかし、60歳台に限って言えば趣味・スポーツ・レジャーが家族団欒を抜いてトップになっており、大いに参考となる。

他方、生きがいとしての学習・教養や社会奉仕活動は20%台と低いが、学習意欲や社会参加の低迷を意味するものでないことは、その動機・きっかけに明白である。

したがって、必要課題としての学習内容を掘り起こす努力を続けることは、「地域住民のまちづくり拠点」としての公民館の存在意義をより高めることになる。

そのためには、地域連帯と学習活動のネットワーク化が重要であり、各種団体の代表者などによって構成されている公民館運営推進委員会を活性化させ、公民館活動と団体活動や町内会活動とを連携させていくことが求められている。

特に、公民館への期待は、十人十色とも言えるほどに、各人それぞれが自分なりの学習に対する期待感を持っているにちがいない。こうしたギャップを埋めることこそ、公民館運営推進委員会の最大の役割と言えるのではないだろうか。

(3) 一人ひとりの生きがいにつながる学習活動を展開すること

学習・文化・スポーツ活動などを始めたきっかけは、「趣味や教養を高めるため」「仲間づくり」「健康のため」が上位を占めている。このことは、高齢者や女性にとって時代にあった自立と健全な人間関係の模索がいかに重要であることを端的に示している。特に、女性の自立と社会参加への積極的な働きかけや60歳台からの仲

間づくりは、公民館活動においてももっと積極的に取り上げるべき課題と思われる。

また、公民館活動はとかく集団やグル - プとしての活動が前面に出がちだが、グループ活動を支える個人一人ひとりの生きがいを軽視しては公民館活動としての意味がない。最近特に公民館活動におけるカウンセリングマインドの必要性が叫ばれている理由もそこにあると思われる。

(4)本市公民館の特長である「1小学校区1公民館体制」を活かすこと

「場所が近いから公民館の学習活動に取り組めた」という学習のきっかけは、本市公民館の特長を如実に語っている。本市における1小学校区に1公民館という体制はあまりに当然のことと捉えられていて、その優位性を軽視しがちになるが、改めて「1小学校区1公民館」という特長を意識し、大いに活かすよう努める必要がある。

(5)住民参画型「公民館だより」の作成等により、双方向の情報化を進めること

学習・文化・スポ - ツ活動をしたいと思ってもできない理由として最も高かったのは「時間がない」ということであった。企画段階で地域住民の実態を十分把握し、時間帯設定を工夫することによって解決される面が大いにあるように思われる。

次に「自分の希望に合った内容のものがなかったから」という回答が多かったが、公民館として地域課題や地域住民の学習にかかわる実態、個々の要望をどの程度把握しているかが問われている。ときに参加人員の多寡によって住民の要望の強さと解釈しがちであるが、公民館として最も大事なことは、公民館に直接聞こえてこない住民の声をどう聞くかにあるかだということを、改めて意識する必要がある。

「いつ、どこで、どのような学習がなされているか分からなかった」という声が20%あった。このことは比率以上に重要な内容を含んでいる。生涯学習時代の公民館が果たすべき役割は実に多様化しているが、その中でも特に欠かすことのできないのが迅速かつ適確な情報提供だからである。

その点、特に重視すべきは「公民館だより」で、公民館からの一方的なお知らせ版としての「公民館だより」ではなく、住民参画型の「公民館だより」づくりが強く望まれる。公民館から地域住民へ、地域住民から公民館へという双方向の情報化が図っていく不断の努力が必要であろう。

(6)まちづくり活動の一環として公民館活動を展開すること

市民がいま公民館に求めているのは、新しい時代に対応した学習内容・学習方法であり、そうした課題に積極的に取り組もうとする公民館の姿勢である。

本市公民館活動の重要な柱となっている図書活動や読み聞かせなどにみられる意欲や活力を点から面に、つまりまちづくり活動の一環として位置づける努力も大いに望まれるところである。

生涯学習プラザ構想をみすえた中央館と地区館のあるべき関係

(1)生涯学習プラザ構想と公民館

本市は、西暦2000年（平成12年）に「生涯学習プラザ構想」に着手するとしており、将来的には「生涯学習センタ - 」等の新たな施設の建設も考えられる。

その際、第一に確認されるべきは、本市においては、これまで、公民館が「1小学校区1公民館」の原則で設置され、地域に密着した学習・文化・スポーツ活動を展開し、「生涯学習とまちづくり」の中核的な役割を果たしてきたことである。

したがって、生涯学習プラザ構想も、こうした公民館の実績を十分に踏まえた上で策定される必要がある。特に、西暦2001年（平成13年）の春までには、中央小校区と東小校区の地区公民館が開館して「1小学校区1公民館体制」が完成し、「1中央館・32地区館体制」となることをしっかりと踏まえる必要がある。

(2)地区公民館との関係における中央公民館の役割

このように、生涯学習プラザ構想を見すれば見するほど「1小学校区1公民館体制」の持つ重要性は高まり、中央館と地区館との一層緊密な関係が求められる。したがって、中央館と地区館のあるべき関係を明確にしておく必要がある。

「高崎市公民館規則」第3条第2項及び第7条第4項に、地区館との関係における中央館の役割として次のことが規定されている。

公民館相互の連絡調整及び事業の推進に関すること。(第3条第2項第1号)
全市にわたる事業及び個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業に関すること。(第3条第2項第6号)
連絡調整を図るため、必要に応じてブロックに対して指導及び助言をするものとする。(第7条第4項)

上記を踏まえ、これからの時代に対応するあるべき姿を考えた場合、地区館との関係における中央館の新たな位置づけ、役割として次のことが考えられる。

変化の激しい時代における新たな教育ニーズ、地域課題・生活課題に正対する体制の整備（一地区館だけでは捉えきれない新たな教育ニーズ例：国際化、高度情報化、環境問題、超高齢社会、都市化、成熟化、学際的総合的な問題、増大化・難解化する生活課題等）
全市民を対象とした事業などの大規模事業・活動の担当
各地区公民館に対する直接・間接の情報・サービス提供
地区公民館独自事業への支援
地区公民館間相互の連絡・調整
生涯学習推進員研修、町内公民館研修などの各種研修の実施

(3) 中央公民館に求められる2つの研修機能

とりわけ新たな研修機能は重要で、当面、二つのことを重視する必要がある。

第1は「生涯学習推進員」に対する研修である。

生涯学習推進員は、個々の学習内容に関してだけでなく、地区館設置の公民館運営推進委員会や町内公民館の運営においても指導的な役割が期待されている。

そのため、中央館を核とした生涯学習推進員研修体制の確立は急務の課題である。研修にあたっては、特に、コーディネーター能力に磨きをかけるものでありたい。

第2は、「町内公民館」に関する研修である。

町内会の会館として、自主的、自律的に設立されてきた町内公民館は現在199館あり、本市では、かねてより「公民館類似施設」(社会教育法第42条)として、公民館的な機能が期待されてきた。そのため高崎市では町内公民館の活動支援のため、公民館費から事業報償金を交付し、町内公民館長に対する研修も実施しているが、短期的・形式的なものにとどまっており、さらなる充実を図っていく必要がある。

(4) 重要性を増す地区公民館の役割

一方、地区館は地域住民のものであり、まちづくりの拠点としても機能してきたが、地区住民の学習意欲、学習機会の要望が高まっている現在、地区館はまことに重要な位置にある。

地区住民の意向を汲み取り、地区住民が必要とする学習の機会を保障・充実することが第一の任務であり、このなかには、継続的学習・活動への支援や地域住民の関心・意欲の高揚、参加の促進、学習のための資料の収集・提供、団体・サークル活動への支援の活動も含まれる。また、こうした学習・文化・芸術・スポーツ活動を通して、地域文化・芸術・スポーツの創造・交流に貢献していくことが望まれる。

(5) 中央館と地区館、町内館との連携・協力

また、こんにち、地域住民の期待する学習要求は多様であり、各地区館においても多様な内容に対応する事業の展開が求められている。しかし、一つの地区館だけで要求のすべてを満たすことには限界がある。他の地区館との連携や紹介、中央館の支援・情報提供、中央館での地区館主催講座の開設などが一層強く求められる。

中央館と地区館および町内館との関係としては、以下の内容がより重要となってくると見られる。

相互の公民館情報・地区情報の提供及び人材バンクの整備・活用・更新
(町内人材の掘り起こし)

中央館、各地区館、ひいては町内館相互のネットワーク化の推進
各公民館情報のホームページ掲載(各公民館ホームページの作成と公開)
各公民館のインターネット接続(または、イントラネット接続)

なお、公民館相互のネットワークの拡大が実現すれば、教育・学習情報も充実し、公民館のサービスはより地域住民のニーズに合致したものに近づく。

また、このことが実現すれば、個人レベルにおいても、学習者個人による他公民館情報の検索などが可能となる。

(6) 生涯学習時代における公民館

豊かで活力ある生涯学習社会の実現に向け、時代にふさわしい新しい体制や施設が望まれる。当面考えられるものとしては以下がある。少子・高齢社会の進行ならびに男女共同参画社会推進という現在状況から、これらの需要はますます高まっている。

「33館6ブロック体制」にふさわしい、ブロック単位の中規模公民館の設置
(なお、「6ブロック体制」は、高崎都市圏構想や都市計画マスタープラン等の基本的計画の5ブロック体制と若干の齟齬を生じている。「1小学校区1公民館体制」の完成に合わせて5ブロック体制へと移行することが、公民館を「生涯学習とまちづくりの拠点」としていく上でより望ましいと見られる。)
児童館・青年センター等と連携した、老若男女が共に学べる複合的・総合的な施設の設置・展開
夜間・土日開放の一層の推進
夜間・土日講座の開設、定着
学校施設、市の公的施設の開放・活用・連携
住民需要に直結する民間活力導入による住民参画型自主運営
公民館ボランティアの参画等による各種活動情報のホームページ化と公開
メルマガジン(電子だより)の作成・発信
町内公民館との連携・協力
地区館への社会教育主事有資格者の配置(専門性の発揮、専門職制の確立)

・公民館運営推進委員会の活性化による住民参画型運営の推進

繰り返し強調してきたように、本市公民館活動の特色としては、中央公民館を核に各小学校区ごとに1館の地区公民館が設置されていること、加えて、町内公民館とし199館が存在し、それぞれが独自に活動を展開し成果を上げているところにある。

しかし、「生涯学習都市宣言」のもと、生涯学習のさらなる充実・発展を図るためには、その活動の中核を担う地区館の機能・役割についての見直しが必要となる。

組織・体制の問題としては、行政の立場からの専門職員配置についての改善とあわせて、住民参画型公民館運営の視点からの改善が求められる。

(1)全地区館に運営審議会と専門部会設置の飯田市に学ぶ

昨秋、公民館連絡協議会(館長会)と公運審委員との合同で飯田市を視察研修した。

飯田市では、住民参画型公民館運営の立場から、18の地区公民館にそれぞれ運営審議会がおかれ、文化、体育、広報の3専門部会が組織され、地域活動の中心となって企画、推進に当たっていることが特長としてあげられる。

特に広報委員会は「公民館だより」の編集・発行を担当しているが、「公民館だより」の編集・発行は市民の手によってほとんどが進められているとのことであり、大いに参考となるものと考えられる。

国際化の進展、情報化の進展等、生涯学習社会における公民館の果たす役割はますます増大化し、市民のニーズも増してくることが予想される。したがって、市民参画型の公民館運営について、さらに突っ込んだ施策の展開が望まれる。

(2)本市における住民参画型運営のきざし

本市においても、「公民館だより」は全公民館が定期的に発行し、公民館の広報活動として定着して来ているし、「地域おこし」部会で“ふるさとふれあい事業”に取り組み、地域おこしの中核的役割を果たしている公民館をはじめ、新たに公民館運営推進委員会に専門部会活動の導入を図っている公民館もあるなど、住民参画型運営のきざしが確実に芽生えてきている。

また、多くの公民館で文化祭や体育大会等が実施されており、地域の歴史研究などに取り組んでいる例も多い。それら事業の推進に市民参画が図られ、新しい公民館像の創出に向けて大きな役割を果たしていることは注目に価する。

さらに、本市では生涯学習推進の一層の充実進展を図るという意図のもとに「生涯学習推進員」制度が発足し、その活動も定着しつつあるが、草の根の活動として地域に根付いたものにするためには公民館活動との一層の連携が望まれている。

(3) 住民参画型公民館運営の鍵握る公民館運営推進委員会

住民参画型公民館運営に当たって公民館運営推進委員会の果たす役割は極めて重要である。

現に公民館運営推進委員会の委員の構成を見ると、区長職にあるものが33%、全体のちょうど3分の1を占め、区長のほとんど、おおよそ80%が、委員となっている。また、生涯学習推進員や、地域における各種団体の代表、関係者が委員になっている。さらに、先にも触れたが、本市には199館の町内公民館があるが、町内館の館長も委員となっており、地域の特性を反映した町内館活動と地区館活動とは、公民館運営推進委員会を通して結びついている。

これらのことは、地区館を生涯学習の拠点とするばかりか、地域おこし・地域づくりの拠点とする上でも有利な条件となっている。本市における公民館活動は基盤に広がりがあり、そのネットワーク化を図れば、より多大な成果が期待できる。

したがって、各地区館に設置されている「公民館運営推進委員会」の活性化を図ることは、町内公民館を含めた高崎市の全公民館活動、ひいては、生涯学習活動とまちづくりの充実発展に繋がるものと考えられる。

(4) 公民館運営推進委員会活性化のための具体策

公民館運営推進委員会活性化のための具体的改善策としては以下が挙げられる。

運営推進委員会内における情報交換・研修の充実

公民館活動・生涯学習推進等についての情報交換、研修の機会としてさらなる充実を図る。

専門部会活動の導入

公民館や地域の状況に合わせて専門部会を設置し、公民館活動の活性化を図る。

生涯学習推進員、地域関係者等との一層の連携と情報発信

運営推進委員会を構成する各委員や地域内外の人材との一層の連携を図ることにより、運営推進委員会を地域からの情報・活動の発信元とし、生涯学習とまちづくりの一層の充実、深化を図る。

とくに、国際化、情報化、高齢化等、社会の著しい変化が身近な問題としてさらに浸透してくる情勢の中では、生涯学習社会を支える公民館活動の創出を担う公民館運営推進委員会の果たす役割は、ますますその重要性を増すものと考えられ、その活性化についてさらなる検討を進められることを強調しておきたい。

事実、各地区館において公民館運営推進委員会をどう活性化できるかを議論し合い、様々な試みを行うこと、あるいは、公民館連絡協議会や公民館運営推進委員会同士の意見交換自体が、地域を奮い起こす原動力となるであろう。

・施設・設備の改善課題

1 小学校区1公民館を設置してきた本市の基本方針は、地域住民の生涯学習の保障に大きく貢献するとともに、地域実現の拠点づくりにも大きく貢献してきた。

地域住民の公民館への期待は21世紀に継続され、公民館利用希望者数はますます増えると予想される。公民館の施設の整備は、緊急の課題である。

施設の整備については、本市の財政とも関わることであるが、計画性をもって、次の項目について、順次取り組まれることが望まれる。

(1) 全公民館にインタ - ネットと接続されたパソコンを配置すること

公民館の高度情報化対応は緊急の課題である。市庁舎のコンピュータを仲立ちにし、全公民館にインタ - ネットと接続されたパソコンを早急に配置すること。

近い将来には、コンピュータを介在にして住民一人ひとりの学習要望等をつかむことが可能になり、個々に応じた学習保障が公民館の大きな課題になるであろう。

(2) 公民館図書室の機能を充実すること

現有の図書室機能は、市立図書館とコンピュータで結ぶことによりいっそうの充実を図ることができる。その早期実現には、公民館側から市立図書館へはたらきかけることが必要である。

(3) 現有の公民館に学習室を増築すること

学習室不足解消は、公民館利用希望者の切なる願いである。限られた敷地に学習室増築は至難なことであるが、創意工夫をし、その実現を図ることが望まれる。

(4) 公民館以外の学習施設の利用を図ること

現状施設でいかに学習の場を保障していくかも大きな課題であるが、土日・祝日・夜間・休業中等の学校施設や民間施設の活用、または手軽な交通手段を活用した館外活動等は、学習施設の有効な保障対策として考えられる。

(5) ブロックごとの中規模公民館の新設を検討すること

すでに高齢社会が到来していること等を考えると、当分の間は、まずは、現有の地区公民館の設備充実を図ることが望ましいし、公民館以外の学習施設の積極的な利用を図ることが望まれるが、公民館利用希望者の増加等により、現有の公民館規模には限界が生じていることも事実である。将来的にはブロックごとに中規模公民館の新設が必要になるであろう。

生涯学習プラザ構想等とも関連して、ブロック毎の中規模公民館設置に関する構想を具体的に練り始める必要がある。

・学級・講座、事業活動のあり方

これまでに、本市においては、公民館固有の学級・講座、事業活動は言うまでもないが、公民館図書室の図書貸出しは、地域住民の自己実現に大きな役割を果たし、また、人権教育推進地区別懇談会などは、差別のない地域社会を形成しようとする地域実現に大きな役割を果たしてきた。

このように、従来の枠を越えたさまざまな学級・講座、事業活動等が、地域住民の自己実現や地域実現に大きな役割を果たしていくことは、21世紀においてますます重要になっていくものと予想される。

未知の新しい時代の住民要望にいかに対応し、学級・講座、事業活動等を実施していくかは、今後の公民館の大きな課題である。これらの課題解決策について、次のことを提起したい。

(1)過去の公民館事業を検証すること

未知の新しい時代対応については、これまでに本市の公民館が果たしてきた役割が十分な参考になると考えられる。

これまでの公民館における学級・講座、事業活動等について、どんなあり方のものが、市民の有意義な自己実現や地域実現に役割を果たしてきたかを検証することが望まれる。

(2)公民館主事の専門職制と複数職員体制を図ること

今後、学習要望の個別化や多様化はますます進み、学級・講座、事業活動等を支援する公民館主事の仕事はこれまで以上に増える。それに伴い、公民館主事には、多様な住民の自己実現や地域実現に対応できるコ・ディネータの資質を持った専門性が、これまで以上に問われる時代になることが予想される。

したがって、公民館職員の専門職制と複数職員体制の確立が望まれる。

(3)行政課題に取り組むこと

住民の価値観の多様化はさらに進むであろう。行政にはそれを調整し、いかにして共生社会を形成していくかという行政課題があり、公民館もその一環にある。

21世紀の当面する主な行政課題は、生命に関わる環境や資源の問題、人類共生に関わる人権、国際理解、男女参画社会、高齢社会等の問題、そして科学技術の進歩への対応である。

これらの行政課題について学ぶ学級・講座、事業活動等が、今後も公民館に課せられた役割の一つとして、企画実施されることが望まれる。

(4) 公民館推進委員会が積極的に関わること

公民館運営推進委員会の学級・講座、事業活動等への積極的な関わりは、広く地域住民の学習保障につながる。学級・講座、事業活動等の企画実施に、公民館運営推進委員会は積極的に関わることを望まれる。

なお、公民館運営推進委員会が積極的に関わる事業活動を一般化していくためには、当初、教育委員会がいくつかの公民館を指定してモデル事業を実施し、その結果を他の公民館に提供していくという手立てが有効であると考えられる。

(5) 民力の活用を図ること

21世紀は、無限にある住民の学習保障を全て行政がカバーする時代ではなくなると見られている。これまでに蓄積してきた住民の学習力や地域の教育力で自己実現、地域実現できるものが増えてくると考えられる。

たとえば、学級・講座、事業活動等に伴う講師謝金等の経費の弾力的運用の工夫、公民館の休日や夜間等の住民管理の工夫等は、行政ではなく住民自身の課題である。

したがって、民力の活用が大変重要になる。公民館運営推進委員会も民力の一つとして大いにその力を発揮することが望まれる。

(6) 学習成果の地域還元を図ること

公民館で学習した知識・技術等を不断に地域に還元させていくことが求められている。特に年長者と年少者の相互伝授は、世代間連携に大きく貢献するであろう。そうした関係の発現を意識的に実現していく必要がある。

高崎市制100周年事業の一つである「地域まちづくり事業(地域イベント)」が、公民館運営推進委員会を受け皿として、各小学校区での実施が求められていることなどは、学習成果の地域還元、住民参画型公民館運営の最初の大規模な具現化の場となるであろう。